

総シマシテ中央委員会ノ監督ノ下ニ種々研究シマシテ
テ中央執行委員会ニ果テ建議シテ採択セシメテハ労働組
合法案ニ就テ大抵原則トシテ要項トシテ云フ事ヲ決メテ
アリマス

一、労働組合ニ在リガ儘ニ認ムル事

二、目的ヲ限定セザル事

三、届出ヲ自由ニスル事

四、損害賠償ノ責任ヲ免除スル事

五、一般法律ニ反セザル限リ其行動ニ系属セザル事

六、治安ヲ害スル事ノ撤廃

斯ク云フ風ニ原則要項ヲ決メテ運動ヲシテアル事アリマ
スガ實ニ政府側ノ方針ニ非常ナル力強ク及テ対ノ為ニ之ニハ以

テ、議案ハニ提出サレハ運動ニ到ラスニ暗カラ暗ニ察ラレテアリ
マス所ガ分ルノ法案ニ就テモ根本ノ精神ハ昨年九月ハ中央執
行委員会ニ決定シテ要項ト何等變リガナイテアリマス、
史レテ今及ノ法案ヲ大抵要約シテ説明シマスルト第一条ハ
労働組合ト云フ事ハ法案ガ労働組合ト云フ以テ労働組合
ハ何ウ云フモノテアウカト云フ事ヲ提議シテアリマス
第二條第三條ハ手續上成立ノ労働組合成立ノ手續上ノ規
定テアリマス第四條カラ九條迄ハ法人組織ニ就テノ規定テ
アリマス第十條ハ一聴取シ難シノ事項テアリマス第十一條ト
第十二條ハ解任スル事ノ出来ナイト云フ労働組合ニ対スル
交渉ノ規定テアリマス、第十三條ハ団体交渉ノ原則ヲ決定
シテ居ルモノテアリマス第十四條カラ第十八條迄ハ労働組合、